

【37 解読文】 楫取県令事務引継演説添書 (明治十七年：一八八四) (A)

(表紙)  
「明治十七年八月」

(朱印)  
群馬県図書

知事交迭事務引継書

(朱印)  
永年保存 知事官房

事務引継演説添書

素彦儀、曩二熊谷県権令ヨリ引続、明治九年九月

〈素彦儀、曩(さき)に熊谷県権令(こんれい)より引き続き、明治九年九月〉

(之カ) 乏ヲ本県令ニ承ケ、尔来此二十一年、其間法律ノ

〈これを本県令に承け、尔来(じらい)此(ここ)に十一年、其の間法律の〉

新設・改正等ニ依リ、県治上ノ沿革、郡区組織ノ変

〈新設・改正等に依(よ)り、県治上の沿革、郡区組織の変〉

更等、其他百般ノ事項ハ、各課僚ヲシテ其成績ト

〈更等、其の他百般の事項は、各課僚(かりよう)をして其の成績と〉

実況トヲ録上セシム、其詳ナルコトハ、各課ノ演説

〈実況とを録上せしむ、其の詳(つまび)らかなることは、各課の演説〉

書ニ記載セルヲ以テ爰ニ贅セス、今ヤ引継ニ際

〈書に記載せるを以(もつ)て爰(ここ)に贅(ぜい)せず、今や引き継ぎに際〉

シ、此段陳述候也

〈し、此の段陳述(ちんじゆつ)候也〉

前群馬県令 元老院議員 楫取素彦(印)

明治十七年八月十二日 群馬県令 佐藤與三 殿

県治ノ沿革

維新前、上野国二前橋・高崎・沼田・安中・小幡・七日市・

〈維新前、上野国に前橋・高崎・沼田・安中・小幡・七日市〉

吉井・伊勢崎・館林ノ九藩アリ、而シテ徳川氏ノ麾

〈吉井・伊勢崎・館林の九藩あり、而(しか)して徳川氏の麾〉

下並ニ他ノ諸藩ト錯綜シテ之ヲ分領セリ、明治

〈下(きか)並びに他の諸藩と錯綜(さくそう)してこれを分領せり、明治〉

元年六月太政府岩鼻県ヲ置キ、藩外ノ地ヲ統括セ  
元年六月太政府岩鼻県を置き、藩外の地を統括せ

シム、二年十二月吉井藩ヲ廢シ岩鼻県ニ併セ、四  
しむ、二年十二月吉井藩を廢し岩鼻県に併（あわ）せ、四

年四月藩ヲ更メテ県ト為シ、七月皆之ヲ廢シテ、  
年四月藩を更（あらた）めて県と為（な）し、七月皆これを廢して、

新二群馬県ヲ前橋ニ置キ、群馬・片岡・緑野・多胡・甘  
新たに群馬県を前橋に置き、群馬・片岡・緑野・多胡・甘

楽・碓氷・吾妻・利根・勢多・佐位・那波ノ十一郡ヲ管セ  
楽・碓氷・吾妻・利根・勢多・佐位・那波の十一郡を管せ

シメ、山田・新田・邑楽ノ三郡ハ、則チ栃木県ニ隸属  
しめ、山田・新田・邑楽の三郡は、則（すなわ）ち栃木県に隸属（れいぞく）

セリ、六年六月群馬・入間ノ両県ヲ廢シテ熊谷県  
せり、六年六月群馬・入間の両県を廢して熊谷県

ト為ス、九年八月武蔵国ニ属スル管地ヲ割キテ  
と為す、九年八月武蔵国に属する管地を割（さ）きて

埼玉県ニ合セ、尋テ県庁ヲ高崎ニ移シ、復群馬県  
埼玉県に合わせ、尋（つい）で県庁を高崎に移し、復（また）群馬県

ト改称シ、乃チ山田・新田・邑楽ノ三郡ヲ併治ス、是  
と改称し、乃（すなわ）ち山田・新田・邑楽の三郡を併治す、是

ニ於テ上野全国ヲ管轄セリ、未タ幾クナラスシ  
に於いて上野全国を管轄せり、未（いま）だ幾（いく）ばくならずし

テ、仮リニ県庁ヲ前橋ニ設ク、十一年七月郡区改  
て、仮りに県庁を前橋に設く、十一年七月郡区改

正ノ令出ルニ（既十日）ンテ群馬郡ヲ東西ニ、勢多・甘楽  
正の令出るに既十日（およ）んで群馬郡を東西に、勢多・甘楽

ノ両郡ヲ各南北二郡ニ割キ、闔国総テ十七郡ト  
の両郡を各南北二郡に割き、闔国（こうこく）総じて十七郡と

為シ、而シテ十二郡衙ヲ置キ、以テ県治ヲ分管セ  
為し、而して十二郡衙（ぐんが）を置き、以（もつ）て県治を分管せ

シム、十四年二月前橋ヲ以テ本庁ト定め、以テ今  
しむ、十四年二月前橋を以て本庁と定め、以て今

日ニ至ル、是レ本県々治沿革ノ概略ナリ  
日に至る、是れ本県々治沿革の概略なり